

## 播磨町まちをきれいにする条例（案）

（目的）

**第1条** この条例は、清潔で美しいまちづくりを進めるため「空き缶等の散乱」、「落書き」、「ごみ分別収集場での不適当なごみ処理」並びに「飼い犬のふんの放置」の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を整えることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き缶等 飲食等を収納し、又は収納していた缶、びん、その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- （2） 投げ捨て ごみ箱その他の空き缶等を回収するための容器（以下「回収容器」という。）以外に空き缶等を捨てることをいう。
- （3） 不適当なごみ処理 家庭からのごみ分別収集にあたって、町長が指示する日時及び場所に適正な分別に従って、ごみを出さないことをいう。
- （4） 公共の場所等 道路、公園、広場、緑地、海岸、河川、ため池、駅等その他公共の用に供する場所、及び他人が所有し、又は管理する土地をいう。
- （5） 町民等 町内に居住し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- （6） 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （7） 土地所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- （8） 落書き 公共の場等に、みだりにペイント、墨、油性フェルトペン等より文字、図形等を書くことをいう。
- （9） 飼い主 犬の所有者又は管理者をいう。
- （10） 飼い犬 飼い主のある犬をいう。

（町の責務）

**第3条** 町は、この条例の目的を達成するため「空き缶等の散乱」、「落書き」、「ごみ分別収集場での不適当なごみ処理」並びに「飼い犬のふんの放置」の防止について、必要な施策を実施するものとする。

2 町は、この条例の目的を達成するため、町民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るものとする。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他環境美化に努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する者は、空き缶等の回収容器の設置に努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(町民等の責務)

**第5条** 町民等は、自ら生じさせた空き缶等及び飼い犬のふんを持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

2 家庭からのごみは、町長が指示する日時及び場所に適正な分別に従って、ごみ分別収集場へ出さなければならない。

3 町民等は、公共の場所等を汚さないよう努めなければならない。

4 町民等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

**第6条** 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられることがないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

**第7条** 飼い主は、飼い犬を移動し、又は運動させるため公共の場所等へ連れ出す場合は、ふんの処理用具を携行するとともに、飼い犬が排泄したふんを回収し、適切に処理しなければならない。

(投棄等の禁止)

**第8条** 町民等は、公共の場所等に空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(落書きの禁止)

**第9条** 町民等は、落書きを行ってはならない。

2 町長は、落書き等が放置されて、周辺の美化を損なう状態にあると認めるときは、土地所有者等に対し、落書きを消去するよう要請することができる。

(勧告及び命令)

**第10条** 町長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(関係機関への要請)

**第11条** 町長は、必要があると認めるときは、公共の場所等の管理者に対し「空き缶等の散乱」、「落書き」、「ごみ分別収集場での不適当なごみ処理」並びに「飼い犬のふんの放置」の防止について、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

**第 12 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第 13 条** 第 10 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、3 万円以下の罰金に処する。

(公表)

**第 14 条** 町長は、第 10 条第 2 項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対してその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。